

## 〈吹田市民プール指定管理者候補者選定委員会（第1回） 議事概要〉

- 1 開催日時 令和5年（2023年）6月20日（火）午後2時00分～3時30分
- 2 開催場所 吹田市文化会館（メイシアター） 展示室
- 3 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 吹田市民プール指定管理者候補者選定委員会委員紹介
  - (3) 委員長及び副委員長の選出について
  - (4) 募集要項(案)中の評価項目及び配点、選定方法等の内容の検討及び決定
  - (5) その他
- 4 出席委員
  - 大島 博文 （大阪成蹊大学 経営部 教授）
  - 北詰 恵一 （関西大学 環境都市工学部 教授）
  - 柳瀬 真佐子 （NPO 法人市民ネットすいた 理事長）
  - 孫田 眞理子 （吹田市こども会育成協議会 副会長）
  - 鷺 明美 （近畿税理士会 吹田支部）
- 5 出席者（事務局）
  - 井田 一雄 都市魅力部長
  - 西田 立夏 文化スポーツ推進室長
  - 金 哲 文化スポーツ推進室参事
  - 大村 貴之 文化スポーツ推進室主幹
  - 及川 きらら 文化スポーツ推進室係員
  - 村上 紗英 文化スポーツ推進室係員
- 6 会議進行

### 【委員委嘱及び紹介】

### 【委員長及び副委員長の選任】

### 【諮問】

委員 募集スケジュール（案）に記載の日程についてですが、配布期間が7月7日から始まり、施設の現地説明会が7月11日に実施と記載されています。募集の開始から土日も含めて5日ほどしかありませんが問題はないですか。

事務局 募集について掲載の市報の発行が6月末となり募集に関する周知が始まります。委員のおっしゃるとおり受付期間は短いですが土日であってもメールで申

し込みすることが可能となり問題ないと考えております。

委員 現地説明会が実質機能するのであれば問題ないと考えます。

委員 選定時に申請者へのヒアリングはありますか。申請書類だけの判断は難しいと考えています。

事務局 ヒアリング等が必要であれば、本委員会にて申請者からのヒアリングを受けるかを決めていただくこととなります。プレゼンテーションの際に申請者に質問することも可能になるかと思えます。

委員 申請者に選定委員会にて説明いただき、質問等していただきたいと思えます。

事務局 令和5年4月末に吹田市立片山市民プールの更衣室において、指定管理者が違法なカメラの設置を行ったという事案がありました。この事案を受けて募集要項10ページ「12 募集に際しての基本条件」(1)応募資格において、「(オ)本市募集要項公表日の1年前の日以降に、本市指名停止要領別表に定める措置要件に該当する事案を生じたもの」を追記しました。この(オ)該当しないことが募集の基本条件としております。

委員 追記されたことは、市民にとって重要なことであると思えます。また、募集要項(案)の6ページに記載されているコンプライアンス研修の実施も重要な取組であると感じています。

委員 募集要項(案)の5ページに記載の指定管理料はどのように決定されましたか。

事務局 指定管理料を基に、過去5年間の人件費増加率の平均である3%を加算して算出しています。

委員 自主事業について、どういった事業を認めていますか。ありきたりな事業を実施するだけでなく、民間のノウハウを生かした自由な自主事業が指定管理者によってできないかと思えます。

また、官民連携事業においても、ワーキングプアの問題が生じることが考えられます。指定管理料で想定されている人件費で1人の職員がどれくらいの所得と生活水準となるか想定してこの金額を算出していますか。

事務局 自主事業につきましては、指定管理者からの申請に対して市が承認をすることで実施しております。市民プール条例第 1 条にあるように「市民の憩いの場を設け併せて市民の体力の向上に寄与する」という設置目的を基準に承認しております。現指定管理者においても、タップダンスやヨガ、子どもの運動能力開発教室、物販などプールでの水泳だけではなく様々な取組を行っております。

事務局 指定管理者制度は民間の創意工夫を活用するために始まった制度であり、人件費の部分も含め、民間に一定の裁量が認められていると認識しております。

しかし、現在、御指摘いただいたような認識が出てきていると思います。どのように変えていくかは難しい部分にはなりますが、今回の評価基準に反映し、申請者への御質問をしていただくということが考えられますので、この後御議論を深めていただきたいと思います。

委員 施設管理全般を行っていますが、A 委員がおっしゃったように人件費の部分をごどのように充実させていくかによって、結果としてサービスの向上に転化していくと考えています。

また、市の施設としての適切な管理運営については、市民の健康や文化をその施設によって育んでいく、そういった気持ちで申請に臨んでいくことが望ましいですし、そういった事に取り組める環境が大事だと思います。

事務局 **【選定方法等の概要説明】**

委員 前回の応募は何団体ありましたか。

事務局 前回は現指定管理者の 1 団体です。公募につきましては、応募者が増えるよう市報、ホームページやインターネットサイトでも広報させていただこうと思っております。

委員 1 団体だけの応募ということですが、継続することによって積み上げられる実績はあると思いますが、より多くの団体の創意工夫が活かされるように、多くの団体が応募してもらえるように広報を行っていただきたいです。

委員 今回の公募では、市内での実績は少ないが、近隣他市では実績がある団体が応募してくる可能性があります。実績とは異なる部分においても、積極的に評価するというメッセージが伝わればよいのではないのでしょうか。

- 事務局 少しでも多くの公募があるように広報を行いたと考えております。
- 委員 評価における「C 普通」の評価係数が0.60となっているのはなぜですか。
- 事務局 選定対象となる最低基準が60点以上でありますので、その基準と合わせて、評価係数が0.6となっております。
- 委員 評価基準について、配点が選定基準の(5)以外は全部5点となっております。施設の特徴を踏まえて重点的に評価したい部分に配点を多くするなど、配点に差があってもよいのではないのでしょうか。
- 事務局 一つ一つの採点基準の部分では配点が各5点ですが、評価基準(1)の評価項目の部分を見ていただくと、アは5点、イは15点に配分しております。この評価項目の部分の配点に市として重点的に評価したい部分を反映しております。
- 委員 選定基準(3) 評価項目アの採点基準(ア)「適切な人員配置、責任の所在が具体的に示されている」に「適正な労働環境」という言葉を追記していただくと先ほど質問した視点からの評価が可能となりますが、追記していただけますか。
- 委員長 追記していただくという形でよろしいのでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 委員長 それでは、事務局にて追記をお願いいたします。
- 委員 申請書の書類では採点基準に対応して作成された資料が提出されますか。申請書を採点基準をもとに評価するにあたって、どのような様式で資料が提出されるか教えてください。
- 事務局 申請書類に必要な事項は募集要項に記載していますが、申請者によってどのような形式で書類を作成するかは異なるため、申請書類を都度確認する必要があります。
- 委員 業者は選定基準に対応した申請書を提出して来られますか。

事務局 募集要項の 12 ページで選定基準及び評価項目と配点については情報提供しています。その情報提供をもとにどのような申請して来られるかは申請者によりますが、重点的に細部の視点を見ていただきながら御審議いただきたい。

また、申請書だけではなく、プレゼンテーションを実施されるということであればその際にも評価していただくこととなります。

委員長 募集要項 12 ページにあります「13 選定基準 (7) 提案があった事業計画書等の説明」についてですが、「選定委員会は、審査の必要に応じて、提案があった事業計画について申請団体から直接説明を求めることがあります。」とありますが、いかがいたしましょうか。次の選定委員会時に応募者から直接説明を受けて、採点するというところでどうでしょうか。

全委員 異議なし。

委員長 それでは、次回の選定委員会に応募者の出席をお願いするというので、事務局により調整を御願います。

様々な意見がございましたが、ここでそれぞれの(案)の確定についてお諮りしたいと思います。

まず、募集要項についてですが、当案を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

委員長 「異議なし」として、承認いたします。

次に、選定方法と選定評価採点基準及び配点表と評価方法についてでございますが、当案を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

委員長 それでは、この承認された要項、選定評価基準に基づきまして、指定管理者の選定を進めてまいりますので、よろしく御願いたします。

事務局 【その他事務連絡】

【閉会】